

箱根町における宿泊税の制度内容（案）について

箱根町における宿泊税の制度内容（案）（令和7年度第4回検討会議資料）のうち、課税客体や税収の使い道（普通税／目的税の考え方）について、各委員の意見や総務省への確認結果を踏まえ、改めて事務局で制度内容（案）を整理したものを。

1 課税客体

(1) 総務省への確認結果等

| | |
|-------------------|--|
| 前回検討会議の主な意見等 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在、把握しているキャンプ施設を捕捉できる法律があれば、それに対応していくべきではないか。 ・仮に1か所の場合、その施設がどのような法律に基づいて宿泊行為を行っているのかを特定し、対象にすることは可能ではないか。 |
| 総務省担当者への相談結果 | <ul style="list-style-type: none"> ・旅館・ホテルや民泊は、国の法律に規定するものを課税対象としており、対象が明確であるのに対し、<u>キャンプ場は、定義する法律が存在しないため、課税対象にはできない。</u> ・なお、地方税法に基づき、地方自治体は条例の範囲内で課税権が認められているが、その場合であっても、地方税法をはじめ、国の法律の枠組みを守る必要がある。（租税法律主義） |
| (参考) 町内に所在するキャンプ場 | <ul style="list-style-type: none"> ・テントサイト型キャンプ場は、ホームページ等により、町内に5か所程度存在することを確認した。 <p>⇒施設ごとに営業形態が異なり、捕捉できる共通の法律は存在しない。</p> |

(2) 制度内容（事務局案）[R8.3時点]

【事務局（案）】

- ・課税客体のうち、キャンプ場での宿泊行為は対象としない。

| 令和7年度第4回検討会議 【R8.1】 | 令和7年度第5回検討会議 【R8.3】 |
|---|--|
| 町内に所在する宿泊施設*への宿泊行為 ※旅館、ホテル、簡易宿所、 民泊、 キャンプ場 | 町内に所在する宿泊施設*への宿泊行為 ※旅館、ホテル、簡易宿所、 民泊_____ |

※赤字：第4回検討会議資料からの主な変更内容

2 税収の使い道（普通税／目的税の考え方）

(1) 総務省への確認結果等

| | |
|--------------|---|
| 前回検討会議の主な意見等 | <ul style="list-style-type: none">・観光まちづくりの対象範囲は広範囲の行政サービスに関わっているが、先行団体では受益と負担の対応関係や観光振興の範囲がかなり細かく定められているため、目的税では位置付けられない可能性がある。・仮に普通税で導入するとしても、何にでも使うのではなく、検討会議で確認してきた観光まちづくりの対象範囲の中で使っていく説明や整理は可能である。・箱根町の場合は、宿泊事業者の方から、観光事業者と町民の両方に関わる部分にも使っていこうという意見が多く出ていることは、もっと町民に伝えていきたい。 |
| 総務省担当者への相談結果 | <ul style="list-style-type: none">・目的税とする場合、受益と負担の対応関係を明確に示してもらう必要があることから、先行団体の使い道は、観光振興に関する新規拡充分に限定されている。・ごみ処理に係る経費等であっても観光客に起因する経費と捉えることが可能であれば使い道の対象となりうるが、住民分と観光客分とを明確に切り分けられない場合は、目的税の使い道として認められない。 <p>⇒<u>目的税で使い道を「観光まちづくりの対象範囲」に広く設定することは、同意が得られない。</u></p> |

(2) 制度内容（事務局案）[R8.3時点]

【事務局（案）】

- ・税収の使い道を踏まえると、普通税での導入が妥当である。
- ・なお、普通税であっても一般経費全般に充てるのではなく、「観光まちづくりの対象範囲」に限り活用すべきであり、納税者や特別徴収義務者等に対し、その使い道や効果を示すことで透明性を高める必要がある。

（普通税とする理由）

- ・本町が想定する「観光まちづくりの対象範囲」は、観光振興を除き、観光客が町に宿泊する際の受益と負担の対応関係を明確に整理することができないため。
- ・普通交付税不交付団体にもかかわらず財政状況が厳しいという町特有の財政構造の中で、観光客の来訪により生じる大きな財政需要を賄っていくため。

(参考) 観光まちづくりの対象範囲

| 区分 | 行政サービス | | | ④町民対象 | ⑤行政運営 |
|----------|--|--|--|--|-------|
| | ①観光振興 | ②観光人口等を加味するもの | ③観光客も一定の受益を受けるもの | | |
| A 事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 観光振興 (HOT21取組経費含む) 観光施設の整備 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設の整備, 運転管理 消防施設の整備 下水道の整備, 運営 ※繰出金 ほか | <ul style="list-style-type: none"> 道路整備 防災対策, 交通安全 森林整備 ほか | <ul style="list-style-type: none"> 福祉・教育 保健衛生 庁舎の整備等 ほか | |
| B 経常費 | <ul style="list-style-type: none"> 観光振興, 商工振興に要する経常的経費 観光施設の運営経費 | <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理, し尿処理, 消防救急活動に要する経常的経費 | <ul style="list-style-type: none"> 道路維持, 防災対策に要する経常的経費 公共施設の運営経費 ※観光客も利用する施設 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉, 教育, 保健衛生に要する経常的経費 公共施設の運営経費 ※町民のみ利用する施設 | |
| C 人件費 | <ul style="list-style-type: none"> 観光振興, 観光施設の運営に要する人件費 | <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理, 消防救急業務に要する人件費 | <ul style="list-style-type: none"> 道路維持, 都市計画, 上記公共施設の運営に要する人件費 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉, 教育, 保健衛生 上記公共施設の運営に要する人件費 | |

 宿泊税の主な使い道の範囲 (イメージ) 入湯税の主な使い道の範囲 (イメージ)

目的税の場合：「①観光振興」しか充当できない(≒行政需要の一部しか賄えない)
普通税の場合：「①観光振興」から「③観光客も一定の受益」まで充当可能

(3) R10 以降の所要額【R8.3時点】

所要額については、宿泊事業者との意見交換やアンケート調査の結果を踏まえ、前回検討会議で説明した所要額（13.6億円）に、自然災害等における復旧・復興支援等を想定した基金の創設（0.5億円程度）を追加し、14.1億円を見込むもの。

| 所要額 年平均14.1億円程度 | (参考) 収入見込額 年平均13.9億円程度 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 観光施策の充実分 : 3.2億円程度 R10以降の財源不足額 : 10.0億円程度 特別徴収義務交付金(3%) : 0.4億円程度 基金の創設 : 0.5億円程度 | <ul style="list-style-type: none"> R6宿泊者数3,984,390人×350円 = 1,394,536,500円 * 所要額を宿泊客数で割り返した額 14.1億円÷3,984,390人≒353.8円 |

(参考) 宿泊税に関するアンケート調査 (望ましい使い道について[観光振興に関する使い道])

| 宿泊事業者 (回答率) | 観光客 (回答率) | 町民 (回答率) |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 人材確保 (47.5%) | 観光資源の魅力向上 (50.1%) | 基金創設 (65.2%) |
| 基金創設 (45.3%) | 基金創設 (34.8%) | 人材確保 (47.4%) |
| 観光資源の魅力向上 (38.8%) | 何に使っても構わない (28.0%) | 受入体制の構築 (44.7%) |
| 受入体制の構築 (38.1%) | 人材確保 (26.4%) | 観光資源の魅力向上 (32.4%) |
| 誘客促進 (25.2%) | 受入体制の構築 (25.1%) | 地域の連携強化・支援 (23.5%) |
| 地域の連携強化・支援 (22.3%) | 地域の連携強化・支援 (17.4%) | 誘客促進 (15.0%) |
| 何に使っても構わない (21.6%) | 誘客促進 (14.4%) | 何に使っても構わない (14.7%) |